平成２５年（フ）第１４８号
栃木県宇都宮市簗瀬２丁目13番19号　宇都宮昭和ビル302、前住所栃木県宇都宮市鐺山町1996番地６
債務者　横田由美子
１　決定年月日時　平成25年４月10日午前11時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成25年６月10日まで
５　免責審尋期日　平成25年５月31日午後４時
宇都宮地方裁判所第１民事部破産・再生係

平成２５年（フ）第１５０号
栃木県宇都宮市陽東２丁目10番１号　中村ハイツ303
債務者　佐々木実千代
１　決定年月日時　平成25年４月10日午前11時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成25年６月10日まで
５　免責審尋期日　平成25年５月17日午後４時
宇都宮地方裁判所第１民事部破産・再生係

平成２５年（フ）第１５７号
栃木県宇都宮市岩曽町1428番地450　三向ハイツ７―205号室
債務者　三浦　文郎
１　決定年月日時　平成25年４月９日午前11時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成25年６月10日まで
５　免責審尋期日　平成25年５月17日午後４時
宇都宮地方裁判所第１民事部破産・再生係

平成２５年（フ）第１５８号
栃木県宇都宮市滝谷町17番２号、前住所栃木県宇都宮市簗瀬町1785番地24　木戸ビル102
債務者　斎藤　　剛
１　決定年月日時　平成25年４月９日午前11時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成25年６月10日まで
５　免責審尋期日　平成25年５月31日午後４時40分
宇都宮地方裁判所第１民事部破産・再生係

平成２５年（フ）第１６４号
栃木県那須塩原市東原３番地205
債務者　古賀　法子
１　決定年月日時　平成25年４月11日午後２時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成25年６月10日まで
５　免責審尋期日　平成25年５月17日午後４時
宇都宮地方裁判所第１民事部破産・再生係

平成２５年（フ）第１６５号
栃木県さくら市氏家3450番地
債務者　久郷エバンジェリンこと　クゴウ　エバンジェリン　バウチェスタ
１　決定年月日時　平成25年４月11日午後２時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成25年６月10日まで
５　免責審尋期日　平成25年５月31日午後４時
宇都宮地方裁判所第１民事部破産・再生係

平成２５年（フ）第８８号
栃木県宇都宮市清原台５丁目25番７号　コーポサザン102、前住所栃木県宇都宮市氷室町1741番地23　サンパールハイツ101号室
債務者　柴田麻友美
１　決定年月日時　平成25年４月12日午後２時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成25年６月11日まで
５　免責審尋期日　平成25年５月31日午後４時
宇都宮地方裁判所第１民事部破産・再生係

平成２５年（フ）第２２号
岡山市東区鉄287番地２　ルアンジュ206号室、旧住所岡山県倉敷市林2004番地１
債務者　村上　　悟
１　決定年月日時　平成25年４月12日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成25年６月11日まで
５　免責審尋期日　平成25年６月21日午前10時
岡山地方裁判所第３民事部

平成２５年（フ）第１０５号
岡山市南区大福535番地１
債務者　岩田靜子こと　**鄭**　　靜子
１　決定年月日時　平成25年４月12日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成25年６月11日まで
５　免責審尋期日　平成25年６月18日午前10時
岡山地方裁判所第３民事部

平成２５年（フ）第１０８号
岡山市東区松新町161番地７
債務者　藤原　伸夫
１　決定年月日時　平成25年４月12日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成25年６月11日まで
５　免責審尋期日　平成25年６月21日午前10時
岡山地方裁判所第３民事部

平成２５年（フ）第１０９号
岡山市東区久保675番地
債務者　石井　傳二
１　決定年月日時　平成25年４月12日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成25年６月11日まで
５　免責審尋期日　平成25年６月18日午前10時
岡山地方裁判所第３民事部

平成２４年（フ）第７１８号
栃木県宇都宮市下平出町1603番地６
債務者　郷間　靖文
１　決定年月日時　平成25年４月15日午前11時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成25年６月14日まで
５　免責審尋期日　平成25年５月17日午後４時
宇都宮地方裁判所第１民事部破産・再生係

平成２５年（フ）第１４６号
栃木県宇都宮市峰町306番地９
債務者　関　　良子
１　決定年月日時　平成25年４月15日午前11時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成25年６月14日まで
５　免責審尋期日　平成25年５月17日午後４時
宇都宮地方裁判所第１民事部破産・再生係

平成２５年（フ）第１１７号
岡山市北区牟佐1363番地８
債務者　小林　啓一
１　決定年月日時　平成25年４月15日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成25年６月14日まで
５　免責審尋期日　平成25年６月21日午前10時
岡山地方裁判所第３民事部

平成２５年（フ）第１１８号
岡山市北区牟佐1363番地８
債務者　小林　朱美
１　決定年月日時　平成25年４月15日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成25年６月14日まで
５　免責審尋期日　平成25年６月21日午前10時
岡山地方裁判所第３民事部

平成２５年（フ）第８号
長崎県松浦市志佐町西山免616番地
債務者　田中　康司
１　決定年月日時　平成25年４月12日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成25年６月19日まで
５　免責審尋期日　平成25年６月13日午前10時30分
長崎地方裁判所平戸支部破産係